

## 佐賀中部地区放課後等デイサービス連絡会定例会 議事録

日時：2020年11月17日（火） 10:00～11:30

場所：佐賀市エコプラザ

参加：

【放デイ事業所】放課後等デイサービス奏、放課後等デイサービス Can モア、きらめき、さくらんぼ開成、たいよう、はな、ひまわり、プーさん、ぼけっと、あすなるクラブ鍋島、あすなるクラブ本庄、まんまる、クリア、くるみ、スマイルキッズ、にじのわ、からふる、チャイルドハート小城、しあわせのたね、じゃんぷ、みらい、佐賀整肢学園、信、チャイルドハートうしづ、しあわせのたね

多久市役所、小城市役所、佐賀市役所、佐賀県障がい福祉課

この会議は、コロナ感染症防止のために席間をあげ、窓を開放し参加者全員を検温して開催しています。

### ① 田中丸会長より挨拶

最近、コロナが増えてきた。

### ② 10月12月の研修会内容について

≪研修会≫

**10月開催 『障害者虐待防止法出前講座』**（10月20日 10:30～11:50 予定）

当日参加した事業所はホームページお名前を挙げさせて頂いています。実地指導の際などにご活用ください。

**12月開催『思春期支援（性教育・2次障害）』**（12月15日）

本日中に申し込み書をメールします。事前質問も受け付け中。

### ③ 事業所紹介冊子について

こちらも本日中にデータを送りますでの必要箇所への記入をお願い致します。

できたデータはPDFに変換してからふるへメールをお願い致します。

12月31日締め切り。今年度中の発行予定。

### ④ ステッカー作成

各事業よりデザインを募集。その中から放デイ連絡会のロゴを決め、それをステッカーにする。今年度中にデザインを決定し、来年度作成できればと思います。

⑤ 校長会までの流れ

2020年12月18日校長会に放デイ連絡会として参加することが決まりました。今回、校長会に参加できるようになるまでに総合相談窓口・佐賀市・佐賀市教育委員会などの機関と打ち合わせを重ね、多くの方が携わっていただき実現することができています。せっかくの機会ですので、持ち時間3分を有効に活用できる当日資料の準備を進めています。

⑥ 自民党厚生労働部会長福岡たかまろさんとの意見交換会

放デイ連絡会として意見交換会で提示する意見を決める。複数の意見が出る中で以下の内容に決定。

「この度は、自民党厚生労働部会長へご就任おめでとうございます。わたしたちは、佐賀・小城・多久で放課後等デイサービスを提供する事業所が集まった『佐賀中部地区放課後等デイサービス連絡会』といいます。平成27年より発足した当会には、現在37の事業所が加盟しています。放デイ事業所が連携をとって毎月、定例会や勉強会、公官庁との意見交換を行っているのは、全国的にみても珍しい取り組みであります。今回、当会からの意見を発信できる機会をくださり大変ありがとうございます。さっそく加盟事業所より意見を集め検討しました。様々な意見が出るなかで、最終的に決まったのが、『佐賀中部地区では、放課後等デイサービス事業所間でつながりをもって、障がいをもつお子さんの支援にあたっている団体があることを知っていただきたい』となりました。先ほども申し上げた通り、放デイ同士が連携をとって、山積する問題の解決にあたるのは珍しい取り組みではありますが、必要な取り組みだと感じています。今後もこの取り組みは続いていきます。是非ともこの先進的な取り組みをおこなう団体が佐賀中部地区に存在することを、知っていただきたいと思います。また、放課後等デイサービスについての実態把握などの必要性があるときはご協力いたしたく存じますので宜しくお願い致します。」

⑦ 就労継続支援B型事業所紹介2事業所

芦刈 きゃんばす

田代 かば工房

⑧ 行政より

参加（佐賀市・小城市・多久市・佐賀県）

・児発菅（OJT期間について）

いわゆる2番目の児発菅について、かねてより県へ投げかけていた質問の回答ができました。

① 2番目の児発菅として配置した時、児童指導員や保育士として兼務が可能か？

A, 兼務できる。（考え方として、2番目の児発菅は支援計画書（案）の作成のみが

可能であり児発菅ではない。つまり、児童指導員や保育士として配置できる。)

- ② では、その2番目の児発菅として配置するときに、届け出は必要なのか？  
A、必要ない。
- ③ では、何をもってOJT2年経過の根拠とするのか？  
A、雇用の経過を確認することで根拠とする。
- ④ 経過措置として「基礎研修受講時点で実務経験を満たしている方は、実践研修終了前でも令和3年までの3年間は児発菅の要件を満たすことになっているが、その児発菅として配置している期間はOJTの2年として認められるのか？  
A、認められる。
- ⑤ ④に関して届け出は必要か？  
A、必要ない。

・学校との連携について障害福祉課から教育委員会などへ周知を進めていく機会は考えているでしょうか？

A、連携は不可欠。関係機関連携加算等で反映されつつある。また、平成30年5月24日文科省通達の中でも教育委員会には周知されている。

・児童指導員等加配加算「常勤職員が勤務すべき時間」各事業所の就業規則等で決めた就業時間と考えていいでしょうか？月によっては160時間就業規則のところ152時間になる月もあるが、常勤換算で1.0とカウントするでよろしいか？

A、見込み通りの考え方OK

・未加盟の放デイ事業へ放デイ連絡会の周知メールをしていただけるか？

A、文面がそろえば可能。(入る入らないは事業所判断)

みなさま定例会への参加ありがとうございました。

次回：12月15日(火)

研修『思春期支援』

10:30～11:50

(受付開始10:00～)

場所：佐賀市エコプラザ